

# 令和7年 第3回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月26日 午後2時55分から午後3時50分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長

会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
10番	倉	持	昭	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 加藤照樹 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後2時55分

◆局長

皆様、こんにちは。

定刻前ではございますが、令和7年第3回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

本日は、説明員として農業振興課の担当も同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第1回1月の総会議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

◆事務局

(令和7年第1回1月の総会議事録訂正箇所の説明をする)

◆会長

ほかにご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第1回1月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の植竹委員、6番の石川委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は1件でございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 下川崎字谷中〇〇外1筆、登記地目は田及び畑、現況地目は宅地、合計面積67㎡、申請人 下川崎〇〇 〇〇〇〇、転用目的 既存宅地、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となっております。

本案件は、既存宅地による追認の農地転用申請となります。

資料2のNo.1をご覧くださいと、本申請地の南側に現在、建売住宅が建設中がございます。こちらは本年度4月の総会に諮り許可となったものでございます。この農地転用の際に、本申請地が宅地ではなく農地であることが判明したため、正式に宅地にすべく申請に至ったものでございます。

本申請地は、都市計画区域が市街化と市街化調整区域に分かれる昭和45年8月25日以前より通路として利用しているとのことでした。昭和45年に撮影された航空写真では、本申請地は通路として写っており、現在の申請地の公図を航空写真と重ねたところ、航空写真の通路部分と一致しておりました。このことから、本申請地は、昭和45年以前より通路として利用されていた可能性が高いと考えられ、追認することもやむなしと考えております。

なお、敷地合計面積は、〇〇の宅地1,242.59㎡と一体利用で、1,309.59㎡となる予定です。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターへ資料の確認をしていただいております。許可の見込まれることを確認しております。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えております。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

3月21日、申請人であります〇〇〇〇様にお会いして現地を確認し、お話を伺いました。この許可を受けようとする土地2筆、合計67㎡は、父から相続で受け、通路として住宅と一体利用していたとのことでした。この土地は、昨年、南側の土地を売却した際に宅地ではなく農地であることが判明し、今回、転用申請に至ったとのことでした。

転用事由は、住宅敷地の追認です。周辺の土地には影響の生じるおそれはないものと考えます。

以上です。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける者は7名となっております。

以上です。

◆会長

1番から3番について、行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

1番、貸付人、〇〇〇〇様、松石在住の方です。設定面積は447㎡、新規です。

本人と対面させていただきました。借受人は〇〇さんです。従事者は本人と奥さんです。後継者は息子さんが1人おられるそうです。今後の計画としては、現状維持のままやっていきたいとのことです。

〇〇さんは隣接する土地を借り受けて耕作していることから、畦畔を撤去して一緒に耕作をすることで承諾したそうです。特に問題はないと思います。

2番、貸付人、〇〇〇〇様、面積は1,807㎡です。こちらは利用権からの切り替えということで特に問題はないと判断します。借受人は〇〇さんです。

3番、貸付人、〇〇〇〇様、千塚在住の方です。設定面積が694㎡、新規です。借受人は〇〇(株)です。

露地野菜を作るそうです。特に問題はないと判断します。

以上です。

◆会長

1 番から 3 番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

4 番については権現堂地区の案件となりますが、〇〇委員の関係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

(〇〇委員退席)

なお、説明については事務局、お願いします。

◆事務局

それでは、4 番についてご説明申し上げます。

本件は 10 年間の使用貸借権の設定であり、新規申請となっております。

本件について、問題はないと考えております。

以上です。

◆会長

4 番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと思えます。

(〇〇委員復席)

それでは、次に移ります。

5 番から 8 番の案件については、私の関係する案件を含みますので一時席を外させていただきます、議事については会長代理をお願いしたいと思います。(会長退席)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事進行を務めさせていただきます。

5 番から 8 番について、八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思えます。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

それでは、5 番から 8 番まで、順次申し上げます。

まず、5 番ですが、貸付人は 1 人で、14 筆、11,852㎡について、新規、10 年間の賃貸借権を設定するものです。借受人の〇〇〇〇さんは天神島地区の方です。これまで少しずつ規模拡大してきておりまして、今年の作付面積は 6 町 4 反ほどになるということです。また、地域計画において八代地区と権現堂地区の担い手にも位置づけられており、農業機械も揃っておりますので、本件について問題はないと思えます。

続きまして、6番ですが、貸付人は1人で、2筆、2,465㎡について新規、10年間の使用貸借権を設定するものです。借受人は(有)〇〇であり、本件について問題はないと思います。

次に、7番ですが、貸付人は1人で、2筆、2,346㎡について新規、10年間の賃貸借権を設定するものです。借受人の〇〇〇〇さんは中野地区の方です。地域計画において八代地区の担い手に位置づけられており、少しずつ規模を拡大していきたいとのこと。農業機械も揃っておりますので、本件について問題はないと思います。

最後に、8番ですが、貸付人と借受人が同一人物となります。1筆、1,744㎡について、ご自身との間に新規、10年間の使用貸借権を設定した上で、今までと同様に稲作を続けていくということです。〇〇〇〇さんは戸島地区の方で、農業機械も揃っておりますので、本件について問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

5番から8番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、会長にお戻りいただきたいと思います。(会長復席)

◆会長

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第2号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第4条第1項7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用4条の届出2件を報告する)

◆会長

次に、報告第2号について、事務局説明をお願いします。

◆事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出5件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(農業振興課担当から地域計画の策定について説明をする。)

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくをお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後3時50分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年6月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 植 竹 一 寿

署名委員 石 川 広